

## 苦情申し立てに関する情報

Labor Standards (労働基準監督署) に申し立てを行うべきかどうかを知るために、この情報を注意深くお読みください。未払賃金、違法な控除、賃金補助、最低賃金、時間外労働、食事時間がないなどの申し立てを行うには、LS 223 を記入してください。

- **それ以外の場合：**
  - 農場労働者の場合は、LS 710 フォームを使用して苦情を申し出ます
  - 給与履歴に関する苦情を申し立てる場合は、LS 608.1 フォームを使用します
  - 賃金平等に関する苦情を申し立てる場合は、LS 608.2 フォームを使用します

LS 223 は英語以外の言語でも利用可能です。ニューヨーク州で働く人は誰でも、**New York State Department of Labor** (ニューヨーク州労働局) に苦情を送付できます。ここに記載されている情報が質問の回答にならない場合は、(888) 469-7365 まで電話でお問い合わせください。

必要事項をご記入の上、上記住所までご返送ください。

労働基準監督署は、支払われるべき賃金やその他の雇用問題に関する多くの種類の申し立てや苦情を受け付けています。例：

- **以下の場合、未払賃金の苦情の申し立てができます。**
  - 雇用主がすべての労働時間 (職業訓練を含む) に対して賃金を支払わなかった場合
  - 「資金不足」 (NSF) により給与小切手が不渡りになった場合
  - チップをすべて受け取っていない場合
  - 給与額が予告なくカットされた場合
- 雇用主が以下のことを行った場合、**違法な控除の苦情申し立てを行うことができます。**
  - 給与からの控除を行った場合
  - 損害賠償の請求を行った場合
  - 有給家族休暇拠出金を過大に請求した場合
- 雇用主が (口頭または書面で) 約束したにもかかわらず、**以下の支払いがなかった場合、未払い賃金補助の苦情申し立てを行うことができます。**
  - 休暇手当
  - 休日手当
  - 賞与

雇用主が賃金補助を支払うと約束したことがない場合、雇用主はそれらの支払を法律で義務付けられていません。

- 雇用主が (州法に従って) あなたに賃金を支払う義務があるにもかかわらず、**以下を支払わなかった場合、未払い賃金補助の苦情申し立てを行うことができます。**
  - 有給病気休暇
  - 賃金平準化補足給付
  - 家事労働者の有給休暇
- 雇用主が以下のことを行った場合、**最低賃金/時間外手当の苦情申し立てを行うことができます**
  - 現行の最低賃金、ファストフードの最低賃金、またはチップ労働者の最低賃金を下回る賃金を支払った場合

- 1週間に40時間以上働いた場合、時間外手当を支払わなかった場合（ほとんどの従業員は、40時間以上働いた場合、時間給の1.5倍の賃金が支払われなければなりません、例外もあります）。
- 以下の場合、**最低賃金の割り増しを申し立てることができます。**
  - 自身の制服のクリーニング代を負担している場合
  - コールインペイが支払われるべきである場合
- 勤務時間の始業から終業までが10時間を超える場合、追加手当を請求できます
- 雇用主が、必要な食事時間、休息日、給与明細、給与通知、賃金の適時支払を提供しなかった場合、または労働法に関連する苦情を申し立てたことに対して否定的な行動を取った場合、**賃金以外の苦情を申し立てることができます**
- 給付規定、給与明細書、キャンセルした小切手、小切手の不渡り、勤務時間記録のコピーなど、（可能であれば）**苦情の申し立ての根拠となる情報を送付してください。**（原本は送らないでください。）

パート1から3、パート9から11まで記入する必要があります。以下も記入してください。

- 未払賃金および/または違法控除の申し立て、パート4
- 無給病気休暇、パート5
- 賃金補助の申し立て、パート6
- 最低賃金または時間外労働の申し立て、パート7
- 賃金以外の苦情、パート8

苦情申し立て後、25～30営業日を目安に案件番号とその他の重要な情報が記載された書簡を労働局より通知いたします。案件番号が記載された書簡は保管しておいてください。雇用主より支払われるべき金額の支払いがあった場合や、住所や電話番号が変わったりした場合は、すぐにご連絡ください。

労働基準監督署は、すべての申し立てを受け入れることができるわけではありません。労働基準監督署は以下の場合に申し立てを受け入れません。

- 勤務地がニューヨーク州以外の場合
- 少額訴訟または民事裁判所に賃金を回収するための訴訟を起こしている場合
- 販売手数料について申し立てを行っている場合。
- 個人で事業を営んでいた、または独立した請負業者であった場合
- 政府機関、市町村、郡から賃金を受け取っている場合
- 賃金を得た日から3年以上経過した後に支払われるべき賃金、または支払われるべき補助金がある場合
- 組合の苦情処理および仲裁手続の対象となる賃金または手当について申し立てを行っている場合
- 雇用主の給付規定で、特定の理由（通知なしに退職したなど）により未払い給付金の受け取りを拒否された場合。
- 賃金補助が支払われるべきだが、支払期日から30日が経過していない場合
- 役員、管理職、専門職として働き、週給が1300ドル以上である場合
- 公共事業を行った場合（PW4を使って苦情の申し立てを行ってください）

労働基準監督署は、差別、家族休暇手当の不支給、業務上の安全に関する懸念、障がいに関する申し立てについては調査しません。該当する申し立てについて支援できるかもしれない他の州政府機関については、**(888) 469-7365**までお電話ください。